

ホットライン運用ガイドライン新旧対照表

平成26年3月
ホットライン運用ガイドライン検討協議会
(下線部は改訂箇所)

改訂案	現行
<p>第3 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼</p> <p>1 総論（略）</p> <p>2 対象とする違法情報の範囲</p> <p>ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。</p> <p>具体的には、</p> <p>【わいせつ関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none">① わいせつ電磁的記録記録媒体陳列(刑法第175条第1項)② 児童ポルノ公然陳列(児童ポルノ法第7条第4項)③ 売春目的等の誘引(売春防止法第5条第3号及び第6条第2項第3号)④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為(同法第6条) <p>【薬物関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none">⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物(覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら)の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為(麻薬特例法第9条)⑥ 規制薬物の広告(覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号) <p>【振り込め詐欺等関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none">⑦ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引(犯罪収益移転防止法第27条第4項)⑧ 携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引(携帯電話不正利用防止法第23条) <p>【不正アクセス関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none">⑨ 識別符号の入力を不正に要求する行為(不正アクセス禁止法 第7条第1号)⑩ 不正アクセス行為を助長する行為(不正アクセス禁止法第5条) <p>を対象とする。</p> <p>(注釈省略)</p>	<p>第3 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼</p> <p>1 総論（略）</p> <p>2 対象とする違法情報の範囲</p> <p>ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。</p> <p>具体的には、</p> <p>【わいせつ関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none">① わいせつ物公然陳列(刑法第175条第1項)② 児童ポルノ公然陳列(児童ポルノ法第7条第4項)③ 売春目的等の誘引(売春防止法第5条第3号及び第6条第2項第3号)④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為(同法第6条) <p>【薬物関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none">⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物(覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら)の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為(麻薬特例法第9条)⑥ 規制薬物の広告(覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号) <p>【振り込め詐欺等関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none">⑦ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引(犯罪収益移転防止法第27条第4項)⑧ 携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引(携帯電話不正利用防止法第23条) <p>【不正アクセス関連情報】</p> <ul style="list-style-type: none">⑨ 識別符号の入力を不正に要求する行為(不正アクセス禁止法 第7条第1号)⑩ 不正アクセス行為を助長する行為(不正アクセス禁止法第5条) <p>を対象とする。</p> <p>(注釈省略)</p>

3 違法情報該当性の判断基準

(1)判断の対象

(省略)

(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。

① わいせつ電磁的記録記録媒体陳列

次のア及びイを満たす場合には、わいせつ電磁的記録記録媒体陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア わいせつ性が認められる場合

(ア) 性器が明確に確認できる画像又は映像（以下「画像等」という。）、又は

(イ) 性器部分にマスク処理が施されているが、当該マスクを容易に除去できる画像等ただし、性器が確認できたとしても、学術・医学目的など、見る者の好色的興味に訴えることを目的としているのではないと認められる場合は、この限りではない。

イ 公然陳列に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

②～④

(省略)

⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為

次のア及びイを満たす場合には、薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用の公然、あおり、又は唆しの構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア 規制薬物に該当する場合

(省略)

イ あおり、又は唆しに該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に具体的に記載されている事項が、薬物犯罪等を実行すること、あるいは規制薬物を濫用することの決意を生じさせるような、又は既に生じている決意を助長させるような刺激を与えるものであることが明らかな場合

例) 省略

⑥～⑩ (省略)

4・5 (省略)

3 違法情報該当性の判断基準

(1)判断の対象

(省略)

(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。

① わいせつ物公然陳列

次のア及びイを満たす場合には、わいせつ物公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア わいせつ性が認められる場合

(ア) 性器が明確に確認できる画像又は映像（以下「画像等」という。）、又は

(イ) 性器部分にマスク処理が施されているが、当該マスクを容易に除去できる画像等ただし、性器が確認できたとしても、学術・医学目的など、見る者の好色的興味に訴えることを目的としているのではないと認められる場合は、この限りではない。

イ 公然陳列に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

②～④

(省略)

⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為

次のア及びイを満たす場合には、薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用の公然、あおり、又は唆しの構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア 規制薬物に該当する場合

(省略)

イ あおり、又は唆しに該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に具体的に記載されている事項が、薬物犯罪等を実行すること、あるいは規制薬物を使用することの決意を生じさせるような、又は既に生じている決意を助長させるような刺激を与えるものであることが明らかな場合

例) 省略

⑥～⑩ (省略)

4・5 (省略)

第4 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する公序良俗に反する情報に関する対応依頼

1・2 (省略)

3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準

① 情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡等、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報

違法行為の直接的かつ明示的な請負・仲介・誘引等に該当する情報としては、次のようなものが挙げられる。なお、判断の際には、情報が掲載されている電子掲示板やウェブサイトの目的等の全体構成を踏まえた上で、判断するものとする。

ア～オ (省略)

カ 殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、傷害、脅迫、恐喝

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、傷害、脅迫、恐喝を直接的かつ明示的に請負等するものとして、公序良俗に反する情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、対価、支払方法等の情報を考慮するものとする。

(ア) 「人を殺す」、「強奪する」、「レイプする」、「火をつける」、「拉致する」、「怪我させる」、「脅す」、「脅し取る」等の殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、傷害、脅迫、恐喝を意味する表現が記載されていること

(イ) 「引き受ける」、「依頼する」、「一緒にしませんか」等の請負等を意味する表現が記載されていること

ただし、他人に依頼する方法によって、殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、傷害、脅迫、恐喝を誘引等する場合は、名前、住所、電話番号等により対象が特定されていることを要する。

キ～ス (省略)

② ③ (省略)

4・5 (省略)

第5・第6 (省略)

<関係条文>

(刑法)

第百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかつたときは、罰しない。

第百十条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第4 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する公序良俗に反する情報に関する対応依頼

1・2 (省略)

3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準

① 情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡等、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報

違法行為の直接的かつ明示的な請負・仲介・誘引等に該当する情報としては、次のようなものが挙げられる。なお、判断の際には、情報が掲載されている電子掲示板やウェブサイトの目的等の全体構成を踏まえた上で、判断するものとする。

ア～オ (省略)

カ 殺人、傷害、脅迫、恐喝

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、殺人、傷害、脅迫、恐喝を直接的かつ明示的に請負等するものとして、公序良俗に反する情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、対価、支払方法等の情報を考慮するものとする。

(ア) 「人を殺す」、「怪我させる」、「脅す」、「脅し取る」等の殺人、傷害、脅迫、恐喝を意味する表現が記載されていること

(イ) 「引き受ける」、「請け負う」、「協力する」、「依頼する」等の請負等を意味する表現が記載されていること

ただし、他人に依頼する方法によって、殺人、傷害、脅迫、恐喝を誘引等する場合は、名前、住所、電話番号等により対象者が特定されていることを要する。

キ～ス (省略)

② ③ (省略)

4・5 (省略)

第5・第6 (省略)

<関係条文>

(刑法)

第百四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

第百五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の懲役に処する。

第百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しく

2 前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十三条 第八十条又は第九十条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第百四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

第百五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の懲役に処する。

第百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、前項と同様とする。

第百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴力又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

第百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

第百七十八条

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

第百七十八条の二 二人以上の者が現場において共同して第百七十七条又は前条第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

第百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

は署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、前項と同様とする。

第百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴力又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

第百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

第二百二十六条の二 人を買収した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買収した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買収した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で、人を買収した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、前項と同様とする

以下(省略)

第二百二十五条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二百二十五条の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

第二百二十六条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百二十六条の二 人を買収した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買収した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買収した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百二十八条の三 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

第二百三十七条 強盜の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

第二百三十九条 人を昏酔させてその財物を盜取した者は、強盜として論ずる。

第二百四十一条 強盜が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする

以下(省略)